

見積依頼書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 今西 耕平

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
5PRX1MH01010	5PRZ1AK0031 0001		EM-T500693B				
品名 または 件名							
粉末清涼飲料の食品検査							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
2.00	EA				0		
納地または工事場所				引渡場所			
関東処 用賀支							
搬入場所				納期または工期			
用賀支 衛 技術課				令和8年1月23日 (金)			

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない

提出日時場所：令和7年11月18日 (火) 10時00分 会計課事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

・令和7年11月18日 (火) 10時00分までに見積書の提出をお願いします。
(FAX可としますが、後日原本の提出をお願いします。)

・参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。

・見積りの方法

見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

・見積の無効

- ①注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者のした見積
- ②見積金額が明瞭でない見積及び見積者が誰であるか識別しがたい見積。

・問い合わせ先

契約に関する問い合わせ先

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号

陸上自衛隊関東補給処用賀支処 総務部会計課契約班 小櫃 (オビツ)

TEL 03-3429-5241 内線：373 FAX 03-3429-5245

仕様等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊関東補給処用賀支処 衛生部補給整備課整備管理班 栗林

TEL 03-3429-5241 内線：423

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号
粉末清涼飲料の食品検査	EM-T500693B	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成30年 8月27日
	変 更	令和 2年12月 1日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、関東補給処用賀支処において製作する粉末清涼飲料の食品検査について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

2 検査に関する要求

2.1 検査の内容

検査の内容は、表1による。

表1－検査内容

番号	試験項目	試験（測定）法	規定
1	細菌数	“食品、添加物等の規格基準”の粉末清涼飲料の項の1の(3)の3.に示す、細菌数（生菌数）の測定法による。	検体1gにつき 3000以下
2	大腸菌群	“食品、添加物等の規格基準”の粉末清涼飲料の項の1の(3)の2.に示す、大腸菌群試験法による	陰性
3	ヒ素	“食品、添加物等の規格基準”の粉末清涼飲料の項の1の(2)の2.に示す、ヒ素及び鉛の試験法による。	検出するものであつてはならない。
4	鉛		
注記 “食品、添加物等の規格基準”に適合するものとする。			

2.2 検体

検査に使用する検体は、次による。

- a) 検体量は、150 g ± 5 %とする。
- b) 検体の輸送に要する費用は、契約の相手方の負担とする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 納入書類

納入書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表2**とする。

表2－提出書類

名称 ^{a)}	様式	部数 ^{b)}	提出先
検査結果報告書	任意	1	契約担当官等
注^{a)} 名称は、参考として例示したものであり、書類の名称を指定するものではない。 注^{b)} 規定の部数を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。